証券コード　3960
平成30年9月7日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋茅場町二丁目７番１号
株式会社バリューデザイン
代表取締役社長　尾　上　　徹

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年９月26日（水曜日）午後６時までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. 日　　時　　平成30年９月27日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前９時30分）

2. 場　　所　　東京都中央区日本橋茅場町三丁目２番10号
鉄鋼会館　７階　701号室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項
１．第12期（平成29年７月１日から平成30年６月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第12期（平成29年７月１日から平成30年６月30日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役３名選任の件
第２号議案　取締役及び監査役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。

◎議決権の不統一行使を行う株主さまは、株主総会の日の３日前までに、書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.valuedesign.jp）に掲載することにより提供させていただきます。
（1）連結計算書類の連結注記表
（2）計算書類の個別注記表
◎本株主総会に係る参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により緩やかながら回復基調が継続しております。一方、米国と中国を中心とした東アジアにおける地政学的なリスクの高まりなど、世界経済は先行きに対する懸念も生じています。

当社グループの所属する電子決済市場においては、2018年4月に政府より新たに「キャッシュレス・ビジョン」が公表され、その中では2025年までにキャッシュレス比率を40％へ、更に将来的には世界最高水準の80％まで引き上げることが宣言されています。これに基づき、各種決済サービス事業者、Fintech企業、大手金融機関、その他大手サービス事業者など、様々なプレイヤーが電子決済関連の活動を活性化させており、当該市場はこれまで以上の活況が予測される状況となっております。このような状況のもと、当社グループが事業展開している「バリューカードASPサービス」も、引き続き導入企業数、店舗数を伸ばしており、平成30年６月末時点で導入企業数620社、導入店舗数56,800店舗へと増加しております。

ハウスプリペイドカード事業においては、スーパーマーケット・ドラッグストア業態や、飲食チェーンなどでの利用が引き続き好調であるほか、スマートフォンによるプリペイド決済・販促サービスの導入効果を受け、同様のサービスに対するニーズの拡大による受注が継続しております。この結果、当連結会計年度の取扱高（プリペイド入金額）は、前期比約1.4倍となりました。海外展開については、当社子会社であるVALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD.（シンガポール）、VALUEDESIGN（THAILAND）CO.,LTD.（タイ）及びVALUEDESIGN（MALAYSIA）SDN.BHD.（マレーシア）を通しての事業活動を継続しております。また、ブランドプリペイドカード事業においては、各カード発行会社（イシュア）による新たなサービス（カード）の発行の支援を行っております。

以上の結果、当連結会計年度は、売上高2,053百万円（前期比18.2％増）、営業利益79百万円（前期は営業損失12百万円）、経常利益64百万円（前期は経常損失44百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益33百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失87百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①ハウスプリペイドカード事業

ハウスプリペイドカード事業においては、プリペイド利用率の高いスーパーマーケット・ドラッグストア業態での稼働が引き続き好調であることに加え、スマートフォンアプリとプリペイドの連携や、上場企業における、株主優待券のプリペイドカード化等の要因により飲食チェーンでのプリペイド利用の活性化が進み、当連結会計年度中の取扱高（プリペイド入金額）は218,816百万円（前期比45.5％増）となりました。これに伴い、システム利用料売上は前期比26.2％増となっております。海外においては、タイ最大規模の書店（400店舗規模）や、マレーシアの大手コンビニエンスストア（400店舗規模）などの大型の案件を新たに受注し、サービスの稼働を開始しております。

販売費及び一般管理費は、システム利用料売上の伸長に伴う代理店手数料の増加などにより、前期比9.6％の増となりました。

この結果、当セグメントの売上高は1,771百万円（前期比20.2％増）、セグメント利益（営業利益）は342百万円（前期比83.1％増）となりました。

②ブランドプリペイドカード事業

当セグメントにおいては、前連結会計年度から引き続き既存イシュア（カード発行会社）の提携先（注）における取扱高が増進しており、それに伴いシステム利用料売上が増加し前期比24.7％増となりました。当連結会計年度においては、既存イシュア及び提携先による、新たなブランドプリペイドカードが複数発行されております。

初期売上は前期に比しカスタマイズ開発案件が減少したことにより、初期売上は前期比12.2％減となりました。また、新サービス稼働に向けた運営体制の強化などにより、外注費等の売上原価が前期比31.9％増加いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は282百万円（前期比6.8％増）、セグメント損失（営業損失）は２百万円（前期はセグメント利益42百万円）となりました。

（注）提携先とは、カード発行会社（イシュア）が運営する資金決済サービスを利用して、事業者自らの顧客（会員組織等）に対してプリペイドカード、会員カード等のサービスを行う事業者のことを指します。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は94,759千円であります。その主な内容は、ハウスプリペイドカード事業においての投資であり、当社サービスのシステムインフラの維持・増強や、サービス機能の付加のためのシステム構築費等であります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　分	第 9 期 (平成27年６月期)	第 10 期 (平成28年６月期)	第 11 期 (平成29年６月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (平成30年６月期)
売上高	— 千円	1,631,170 千円	1,738,079 千円	2,053,675 千円
経常利益又は経常損失（△）	— 千円	163,109 千円	△44,345 千円	64,536 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	— 千円	150,197 千円	△87,323 千円	33,251 千円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	— 円	131.68 円	△63.43 円	22.83 円
総資産	— 千円	976,943 千円	1,308,115 千円	1,340,918 千円
純資産	— 千円	288,298 千円	785,440 千円	852,645 千円

（注）１．当社は第10期より連結計算書類を作成しております。
２．売上高には、消費税は含まれておりません。
３．平成28年４月12日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行いましたが、第10期の期首に当該分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　分	第 9 期 (平成27年６月期)	第 10 期 (平成28年６月期)	第 11 期 (平成29年６月期)	第 12 期 (当事業年度) (平成30年６月期)
売上高	1,242,905 千円	1,620,936 千円	1,718,579 千円	2,029,135 千円
経常利益又は経常損失(△)	△146,634 千円	197,809 千円	△1,911 千円	147,855 千円
当期純利益又は当期純損失(△)	△582,398 千円	145,791 千円	△44,891 千円	89,094 千円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	△545.37 円	127.82 円	△32.61 円	61.16 円
総資産	828,886 千円	939,466 千円	1,309,232 千円	1,372,743 千円
純資産	105,666 千円	251,457 千円	791,811 千円	897,840 千円

（注）１．売上高には、消費税は含まれておりません。
２．平成28年４月12日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行いましたが、第９期の期首に当該分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
佰馏（上海）信息技术有限公司	1,173千米ドル	100.0 %	ハウスプリペイドカード事業
VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD.	460千 シンガポールドル	75.0 %	ハウスプリペイドカード事業
VALUEDESIGN (THAILAND) CO.,LTD.	9,000千 タイバーツ	75.0 %	ハウスプリペイドカード事業
VALUEDESIGN (MALAYSIA) SDN.BHD.	1,000千 マレーシアリンギット	75.0 %	ハウスプリペイドカード事業

(10) 対処すべき課題

当社グループは、プロセッシング事業に集中し、早期にアジアマーケットへ着手し、急速に伸びるアジア市場に先行投資して、プリペイドカードの取扱高・導入店舗数においてトップシェアを占め、アジアナンバーワンのポジションを獲得することを目指しており、以下の主要課題に取り組んで参ります。

① ハウスプリペイドカード事業における収益性の向上

前連結会計年度から引き続き、全国に店舗展開を行う多業態飲食チェーンや、年間売上高1,000億円超規模のスーパーマーケット・ドラッグストア等の大型案件の受注が好調でありますが、受注先企業規模の大型化によってサービス導入までの準備に期間を要し、人的リソース不足が発生することでの、販売費及び一般管理費の増大傾向は継続しています。また、システム利用料についても、競争激化によってサービス提供価格が安価になる傾向があり、ハウスプリペイドカード事業全体の収益率に影響を及ぼす可能性もあります。今後は有力代理店との関係強化による新規獲得の増加、導入店舗数拡大、関連ソリューション導入等による既存案件の収益増加を図ることで、ストック型収入の源泉である取扱高の拡大に努め、当事業の収益性の向上を図ります。

② ブランドプリペイドカード事業における新規のカード発行会社（イシュア）及び提携先の獲得

当社グループは、平成25年７月にブランドプリペイドカード事業を開始いたしました。この開発において、総額約8.8億円規模の投資を実施しており、早期に投資資金回収をすべきと認識しております。その状況のもと、カード発行会社(イシュア)においては、受注してからサービス開始までに10ヶ月以上の期間を要するため、早期受注が課題であります。また、新規の提携先に向けては、ハウスプリペイドカード事業の代理店網を活用し、さらなる営業強化を目指します。同時に、センター機能見直しや提携先を追加する際のプロセスを簡略化することで導入コストを削減し、競争優位性を強化することで、カード発行会社（イシュア）及び提携先の獲得へ向けて改善いたします。

③ アジアへの事業展開の体制構築と実績の確立

当社グループは、アジアにおいて、中国、シンガポール、タイ、マレーシアにおいては現地法人を設立して、韓国、フィリピン他では代理店を経由して事業展開をしております。各国とも代理店・協業パートナーと共に新規顧客の開拓を続けておりますが、案件は徐々に規模の拡大、案件数の増加が進んでおり、新規営業やサービス運営、及び現地法人の運営体制の強化が課題となっております。また、会員管理やモバイル決済など、各国の事情に合わせたサービスニーズの提供に向けた現地企業との提携や、M&Aなども視野に入れた各国の同業企業との連携などを行い、アジア主要国での実績の早期確立・拡大に努めます。

④ システム稼働の安定化

当社グループは、サーバー管理型プリペイドカードシステムをASP（アプリケーションサービスプロバイダ：アプリケーションソフトの機能をネットワーク経由で顧客に提供するサービス）で提供しており、ユーザーに24時間365日間、安心してサービスを利用していただくために、システム稼働の安定化が重要な課題であると認識しております。大型案件の増加によるアクセス数及び取扱高の増加に対応するため、システム運用体制の整備、運用業務の改善等を行うとともに、今後も継続的な設備投資を行い、システムの信頼性向上に取り組みます。

⑤ 内部管理体制の強化による事業基盤強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスクマネジメントのための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。具体的には、部署間の役割分担の明確化とともに関係を強化し、業務整理を推進して効率化を図るとともに、経営の公平性や透明性を確保するために、内部管理体制の強化に取り組みます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

（11）主要な事業内容（平成30年６月30日現在）

当社グループは、当社と、連結子会社である佰馏（上海）信息技术有限公司他３社の計５社で構成されており、サーバー管理型プリペイドカードシステム「バリューカードASPサービス」（当社のサービス名称）の提供による、企業のブランディング、プロモーション支援事業を展開しております。当社のビジネスモデルは、導入企業の顧客の購買動向、店舗システムに合わせてカスタマイズしたサーバー管理型プリペイドカードサービスを提供し、商取引に不可欠な決済手段を単なる決済手段にとどまらせず、プロモーション、マーケティング、ブランディングの観点から企業の販売促進活動を支援しております。

各事業の内容は以下のとおりであります。

事　業	事業内容
ハウスプリペイドカード事業	自社ブランドで発行が可能なサーバー管理型プリペイドカードシステムを利用した事業を行っております。
ブランドプリペイドカード事業	VISA、MasterCardを始めとする国際ブランドと提携し、従来のハウスプリペイドカードの機能にVISA、MasterCard等の国際ブランド加盟店での決済機能を搭載したカードでサーバー管理型プリペイドカードシステムを利用した事業を行っております。

（12）主要な営業所及び工場（平成30年６月30日現在）

①　当社

名　称	所 在 地
本　社	東京都中央区日本橋茅場町二丁目７番１号

②　子会社

名　称	所 在 地
佰馏（上海）信息技术有限公司	本社（中華人民共和国 上海市）
VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD.	本社（シンガポール共和国）
VALUEDESIGN（THAILAND）CO.,LTD.	本社（タイ王国 バンコク）
VALUEDESIGN（MALAYSIA）SDN. BHD.	本社（マレーシア クアラルンプール）

（13）従業員の状況（平成30年６月30日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
64 (3) 名	△1 （1） 名

（注） 1．従業員数は就業人員であり、使用人兼務役員を含んでおりません。
2．アルバイト、派遣社員は、期中平均人員数を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
53 (3) 名	△7 （1） 名	39.9歳	2年８ヵ月

（注） 1．従業員数は就業人員であり、使用人兼務役員を含んでおりません。
2．アルバイト、派遣社員は、期中平均人員数を（ ）内に外数で記載しております。

（14）主要な借入先（平成30年６月30日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	150,000 千円
株式会社商工組合中央金庫	40,060

（15）その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成30年7月3日付で ValuAccess(Mauritius)Limitedと株式譲渡契約書を締結し、インドにおけるギフトカード・プリペイドカード事業を展開する ValuAccess Service Pvt Limitedの株式全てを取得し、同社を連結子会社としました。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年６月30日現在）

（1）発行可能株式総数　4,560,000株

（2）発行済株式の総数　1,465,600株（自己株式32株を含む）

（3）株主数　702名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
大日本印刷株式会社	137,200株	9.36%
尾上徹	127,800	8.72
株式会社SBI証券	109,900	7.49
ネオス株式会社	70,000	4.77
株式会社ティーガイア	66,700	4.55
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	66,600	4.54
楽天証券株式会社	64,800	4.42
株式会社サイバーエージェント	60,000	4.09
金子毅	37,900	2.58
MSIP CLIENT SECURITIES	34,800	2.37

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容及び状況

	第２回新株予約権		第３回新株予約権	第４回新株予約権	
株主総会決議日 (取締役会決議日)	平成22年５月15日 (平成22年６月25日)		平成22年５月15日 (平成22年７月１日)	平成22年５月15日 (平成23年４月28日)	
新株予約権の発行価額	無償		無償	無償	
新株予約権の数（個）	470 (注) 6		20 (注) 6	32 (注) 6	
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―		―	―	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		普通株式	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数（株）	47,000 (注) 1、5、6		2,000 (注) 1、5	3,200 (注) 1、5、6	
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権１個当たり 65,000 （１株当たり 650 (注) 2、5）		新株予約権１個当たり 65,000 （１株当たり 650 (注) 2、5）	新株予約権１個当たり 65,000 （１株当たり 650 (注) 2、5）	
新株予約権の行使期間	自　平成24年５月17日 至　平成32年５月15日		自　平成24年５月17日 至　平成32年５月15日	自　平成24年５月17日 至　平成32年５月15日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　650（注）5 資本組入額 325（注）5		発行価格　650（注）5 資本組入額 325（注）5	発行価格　650（注）5 資本組入額 325（注）5	
新株予約権の行使の条件	（注）3		（注）3	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。		新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項	―		―	―	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4		（注）4	（注）4	
保有者数	取締役 （２名）	監査役 （１名）	取締役 （１名）	取締役 （２名）	監査役 （１名）
新株予約権の数（個）	368	85	20	22	10

	第５回新株予約権		第６回新株予約権	第７回新株予約権
株主総会決議日 （取締役会決議日）	平成24年８月31日 （平成24年11月９日）		平成24年８月31日 （平成25年４月10日）	平成26年９月29日 （平成27年１月15日）
新株予約権の発行価額	無償		無償	無償
新株予約権の数（個）	462 (注) 6		2（注）6	240 (注) 6
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―		―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	46,200 (注) 1、5、6		200 (注) 1、5、6	24,000 (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権１個当たり　85,000 （１株当たり　850（注）2、5）		新株予約権１個当たり　85,000 （１株当たり　850（注）2、5）	新株予約権１個当たり　150,000 （１株当たり　1,500（注）2、5）
新株予約権の行使期間	自　平成26年11月10日 至　平成34年８月30日		自　平成27年４月11日 至　平成34年８月30日	自　平成29年１月17日 至　平成36年９月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　850（注）5 資本組入額 425（注）5		発行価格　850（注）5 資本組入額 425（注）5	発行価格　1,500（注）5 資本組入額　750（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3		（注）3	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。		新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―		―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4		（注）4	（注）4
保有者数	取締役 （２名）	監査役 （１名）	―	取締役 （２名）
新株予約権の数（個）	422	20	―	240

	第８回新株予約権	第９回新株予約権	
株主総会決議日 （取締役会決議日）	平成26年９月29日 （平成27年６月29日）	平成27年２月４日 （平成27年６月29日）	
新株予約権の発行価額	無償	無償	
新株予約権の数（個）	226 (注) 6	166 (注) 6	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数（株）	22,600 (注) 1、5、6	16,600 (注) 1、5、6	
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権１個当たり 150,000 （１株当たり 1,500（注）2、5）	新株予約権１個当たり 150,000 （１株当たり 1,500（注）2、5）	
新株予約権の行使期間	自　平成28年９月30日 至　平成36年９月28日	自　平成29年２月５日 至　平成37年２月３日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,500（注）5 資本組入額 750（注）5	発行価格　1,500（注）5 資本組入額 750（注）5	
新株予約権の行使の条件	（注）3	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項	―	―	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	（注）4	
保有者数	取締役 （２名）	取締役 （１名）	監査役 （１名）
新株予約権の数（個）	186	32	10

（注）1．当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の株式の数についてのみ調整し、調整の結果生ずる１株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2．新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生ずる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割又は併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切上げるものとする。ただし、新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数+\dfrac{新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{新株式発行前の株価}}{既発行株式数+新規株発行株式数}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

3．新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位及び社外協力者であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了による退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、新株予約権行使時において当会社の取締役、監査役又は従業員でなくとも、新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者が在任又は在職中に死亡した場合、前号の条件に該当していれば相続人による本件新株予約権の相続は認められる。

(3) 新株予約権は一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

(4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。
(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の１株未満の端数は切り捨てる。
(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の比率に応じて調整する。調整後の１株未満の端数は切り上げる。
(5) 新株予約権を行使できる期間、その他の権利行使の条件等
組織再編行為に際して、当社取締役会が決定する。
(6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
5．平成28年４月12日付で、普通株式１株につき100株の株式分割を行っている。
これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
6．新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、権利を行使した者の数及び退職により権利を喪失した者の数を減じている。
7．社外監査役は保有しておりません。

(2) 当事業年度において当社使用人、子会社役員及び使用人に対して交付した新株予約権等の内容及び状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等　　(平成30年６月30日現在)

氏　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
尾上　徹	代表取締役社長	佰馏（上海）信息技术有限公司董事長 VALUEDESIGN SINGAPORE. PTE.LTD. Director VALUEDESIGN(THAILAND)CO.,LTD. Director VALUEDESIGN(MALAYSIA)SDN. BHD. Director
林　秀治	常務取締役 経営企画部兼システム本部兼ビジネスサポート本部担当	VALUEDESIGN SINGAPORE. PTE.LTD. Director VALUEDESIGN(THAILAND)CO.,LTD. Director VALUEDESIGN(MALAYSIA)SDN. BHD. Director
一柳寿一	取締役　営業本部兼海外事業本部担当	
金子毅	常勤監査役	
田部井修	監査役	田部井会計事務所　所長 株式会社アイティーコンサルティング　代表取締役 株式会社大里　社外監査役 株式会社アクトコール　社外監査役 株式会社ノムラシステムコーポレーション　社外監査役
久礼美紀子	監査役	弁護士法人内田・鮫島法律事務所 株式会社Kids Smile Holdings　社外監査役

(注) 1．監査役田部井修氏及び監査役久礼美紀子氏は、社外監査役であります。
2．監査役田部井修氏は、税理士として長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3．監査役久礼美紀子氏は、弁護士の資格を有し、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4．監査役田部井修氏及び監査役久礼美紀子氏は東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏　名	退任時の当社における地位及び担当	退任時の重要な兼職の状況	退任日
本多誠一	取締役　管理部長	VALUEDESIGN SINGAPORE. PTE.LTD. Director VALUEDESIGN(THAILAND)CO.,LTD. Director VALUEDESIGN(MALAYSIA)SDN. BHD. Director	平成30年2月28日

(注) 取締役本多誠一氏は、辞任による退任であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

監査役田部井修氏、久礼美紀子氏は、当社と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	報酬等の額
取締役	2名	30,655千円
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	8,040千円 (2,400千円)
合計 (うち社外役員)	5名 (2名)	38,695千円 (2,400千円)

(注) 1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は平成18年10月２日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は平成28年９月30日開催の第10回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4．各役員の報酬等の額の決定につきましては取締役会及び監査役の協議にて決定しております。
5．期末現在の人員数は取締役３名、監査役３名（うち社外監査役２名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、平成３０年２月２８日に退任した取締役１名を含め、無報酬の取締役２名が在任しているためであります。

(5) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

・監査役田部井修氏は田部井会計事務所所長、株式会社アイティーコンサルティング代表取締役、株式会社大里社外監査役、株式会社アクトコール社外監査役、株式会社ノムラシステムコーポレーション社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役久礼美紀子氏は弁護士法人内田・鮫島法律事務所所員、株式会社Kids Smile Holdings社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況
監査役　田部井　　修	当事業年度に開催された取締役会には、１９回全てに出席し、当事業年度に開催された監査役会には、１９回全てに出席しております。主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
監査役　久　礼　美紀子	当事業年度に開催された取締役会には、１９回全てに出席し、当事業年度に開催された監査役会には、１９回全てに出席しております。主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当事業年度の末日において社外取締役を置いておりません。

当社としては、業態も拡大することが見込まれることから、外部からの客観的かつ的確な見解を取り入れることができ、経営への監督機能の強化の向上に繋がるため、社外取締役の導入の重要性を認識し、社外取締役候補者の選定を行ってまいりました。

しかしながら、経営への客観的かつ的確な意見をいただくためには、業界に関する知見を有する方である必要があり、また、当社経営者から独立性を有する必要があると考えておりますが、これらの要件を満たす適任者の方の選定に至っておりません。

他方で、適任者でない方を社外取締役に選任した場合には、当社経営の機動性を害し、取締役会に期待される機能が果たせない可能性があることから、現時点において社外取締役を置くことは相当でないと判断いたしました。

もっとも、当社としましては、上記のとおり社外取締役を導入する重要性を認識しており、引き続き社外取締役候補者の選定を鋭意進めていく方針です。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3．当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成27年10月15日の取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、『私たちは、商取引に不可欠な決済手段を単なる決済手段にとどまらせず、プロモーション、マーケティング、ブランディングの観点から企業の販売促進活動を支援し、多様化する決済手段を最適化するとともに、「バリューカード」を通じて、店舗、消費者双方の価値を最大化します。』との企業理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。

ロ．取締役会は、「取締役会規程」及び「決裁権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

ハ．コンプライアンスの状況は、委員長である代表取締役社長及び取締役会により選任された委員から構成されるコンプライアンス推進委員会等を通じて取締役会に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

ニ．代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、管理部を窓口として定め、適切に対応する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書保管管理規程」及び「稟議事務取扱規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

ロ．取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。

ロ．リスク情報等については各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理部が行うものとする。

ハ．不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

ニ．内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は月に 1 回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

ロ．各部門長は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。

ハ．各部門においては、「決裁権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化をはかることで、迅速性及び効率性を確保する。

5．当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。

ロ．グループ会社の管理は管理部が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役又は監査役は、当社の取締役、監査役又は使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。

ハ．当社の監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

6．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

ロ．取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

7．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

ロ．監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求める等必要な連携を図ることとする。

8．財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

9．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、管理部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

10．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ．反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

ロ．管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

ハ．反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

1．コンプライアンス推進委員会

コンプライアンス推進委員会は、委員長である代表取締役社長並びに取締役会により選任された委員により構成されており、原則として四半期ごとに1回以上開催することとしております。当該委員会では、コンプライアンスに関する規程の改廃、当該規程の施行にあたり必要となるコンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラム等の協議及び決議、並びにコンプライアンス教育の計画、管理、実施、見直しに関する協議及び決議を行っております。

2．リスク管理体制の整備の状況

イ．経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、必要に応じて外部の専門家に照会を行った上で対処するとともに、経営執行委員会等又は取締役会に報告しその対応策について協議しております。

ロ．また、個人情報の保護について最大限の注意を払っており、個人情報の取り扱いに関する運用を徹底しております。システム障害に関しましても、サービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策、コンピューターウィルス等の侵入やハッカーによる妨害等を回避するために必要と思われる対策をとっております。

3．内部監査及び監査役監査の状況

イ．当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室が担当しており、担当者を2名配置しております。内部監査室は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認します。

ロ．各監査役は定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査役会において、情報共有を図っております。監査役監査

は、毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行うとともに、決裁書類の閲覧等を適時に行い、取締役の業務執行の監査を行っております。

ハ．監査役、内部監査室及び会計監査人は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の情報の共有化を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

4．監査役会・監査役

当社の監査役会は、監査役３名（うち社外監査役２名）で構成され、１ヶ月に一度開催しております。ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役は、それぞれの職務経験や専門的な見地より経営監視を実施していただくこととしております。常勤監査役は、株主総会・取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告収受等法律上の権利行使のほか、重要な会議への出席等実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。なお、監査役会においては月次にて常勤監査役が日常で行っている監査結果について報告し、必要に応じて協議を行っております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、財務体質の強化並びに将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、期末配当として年１回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、配当決定機関は株主総会であります。

しかしながら、当連結会計年度においては過年度累積損失により会社法上の分配可能額の確保まで至らなかったことから、当期の配当につきましては誠に遺憾ながら無配とさせていただきたく存じます。今後の配当方針につきましては、累積損失が処理された段階で、企業体質の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、その時点での業績を考慮して検討してまいりたいと考えております。

なお、当社は、会社法第454条第５項に基づき、毎年12月31日を基準日として中間配当を実施することができる旨、定款に定めており、決定機関は取締役会であります。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**900,002**	**流動負債**	**286,189**
現金及び預金	586,854	買掛金	66,284
売掛金	268,791	1年内返済予定の長期借入金	19,980
たな卸資産	12,214	リース債務	23,824
その他	35,055	未払金	97,309
貸倒引当金	△2,912	未払法人税等	23,037
固定資産	**440,916**	その他	55,753
有形固定資産	**268,438**	**固定負債**	**202,083**
建物	2,474	長期借入金	170,080
工具、器具及び備品	150,307	リース債務	32,003
リース資産	95,615	**負債合計**	**488,272**
建設仮勘定	18,645	**(純資産の部)**	
その他	1,395	**株主資本**	**847,546**
無形固定資産	**150,710**	**資本金**	**702,914**
ソフトウエア	139,311	**資本剰余金**	**694,876**
その他	11,398	**利益剰余金**	**△550,114**
投資その他の資産	**21,767**	**自己株式**	**△129**
その他	22,045	**その他の包括利益累計額**	**△1,842**
貸倒引当金	△278	**為替換算調整勘定**	**△1,842**
		非支配株主持分	**6,942**
		純資産合計	**852,645**
資産合計	**1,340,918**	**負債純資産合計**	**1,340,918**

連結損益計算書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,053,675**
売上原価		**1,191,777**
売上総利益		**861,897**
販売費及び一般管理費		**782,385**
営業利益		**79,512**
営業外収益		
受取利息	36	
その他	229	**266**
営業外費用		
支払利息	14,225	
為替差損	999	
その他	17	**15,242**
経常利益		**64,536**
税金等調整前当期純利益		**64,536**
法人税、住民税及び事業税	15,372	
法人税等調整額	20,869	**36,241**
当期純利益		**28,294**
非支配株主に帰属する当期純損失		**△4,956**
親会社株主に帰属する当期純利益		**33,251**

連結株主資本等変動計算書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	694,446	674,446	△583,365	△129	785,398
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	8,467	8,467	—	—	16,935
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	33,251	—	33,251
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	11,961	—	—	11,961
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	8,467	20,429	33,251	—	62,147
当期末残高	702,914	694,876	△550,114	△129	847,546

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	42	42	△0	785,440
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	—	—	—	16,935
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	33,251
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	11,961
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,885	△1,885	6,942	5,057
当期変動額合計	△1,885	△1,885	6,942	67,205
当期末残高	△1,842	△1,842	6,942	852,645

貸　借　対　照　表

(平成30年６月30日現在)

(単位：千円)

科　目	金　額	科　目	金　額
(資　産　の　部)		**(負　債　の　部)**	
流　動　資　産	**823,101**	**流　動　負　債**	**272,819**
現　金　及　び　預　金	519,218	買　掛　金	60,019
売　掛　金	257,609	１年内返済予定の長期借入金	19,980
た　な　卸　資　産	9,519	リ　ー　ス　債　務	23,824
前　渡　金	7,450	未　払　金	94,280
前　払　費　用	31,194	未　払　費　用	16,837
そ　の　他	1,021	未　払　法　人　税　等	23,037
貸　倒　引　当　金	△2,912	未　払　消　費　税　等	31,998
固　定　資　産	**549,642**	そ　の　他	2,842
有形固定資産	**267,882**	**固　定　負　債**	**202,083**
建　物	2,474	長　期　借　入　金	170,080
工具、器具及び備品	149,751	リ　ー　ス　債　務	32,003
リ　ー　ス　資　産	95,615	**負　債　合　計**	**474,903**
建　設　仮　勘　定	18,645	**(純資産の部)**	
そ　の　他	1,395	**株　主　資　本**	**897,840**
無形固定資産	**150,710**	**資　本　金**	**702,914**
ソ　フ　ト　ウ　エ　ア	139,311	**資本剰余金**	**682,914**
そ　の　他	11,398	資　本　準　備　金	682,914
投資その他の資産	**131,049**	**利　益　剰　余　金**	**△487,858**
関　係　会　社　株　式	73,281	その他利益剰余金	△487,858
関係会社長期貸付金	55,369	繰　越　利　益　剰　余　金	△487,858
関係会社長期未収入金	49,915	**自　己　株　式**	**△129**
長　期　前　払　費　用	7,349		
破　産　更　生　債　権　等	278		
そ　の　他	12,908		
貸　倒　引　当　金	△68,054	**純　資　産　合　計**	**897,840**
資　産　合　計	**1,372,743**	**負　債　純　資　産　合　計**	**1,372,743**

損　益　計　算　書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**2,029,135**
売上原価		**1,169,034**
売上総利益		**860,100**
販売費及び一般管理費		**688,856**
営業利益		**171,243**
営業外収益		
受取利息	1,320	
その他	271	**1,591**
営業外費用		
支払利息	14,225	
貸倒引当金繰入額	9,001	
為替差損	1,735	
その他	17	**24,979**
経常利益		**147,855**
特別損失		
関係会社出資金評価損	22,519	**22,519**
税引前当期純利益		**125,336**
法人税、住民税及び事業税	15,372	
法人税等調整額	20,869	**36,241**
当期純利益		**89,094**

株主資本等変動計算書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	694,446	674,446	674,446
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	8,467	8,467	8,467
当期純利益	―	―	―
当期変動額合計	8,467	8,467	8,467
当期末残高	702,914	682,914	682,914

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	△576,953	△576,953	△129	791,811	791,811
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	―	―	―	16,935	16,935
当期純利益	89,094	89,094	―	89,094	89,094
当期変動額合計	89,094	89,094	―	106,029	106,029
当期末残高	△487,858	△487,858	△129	897,840	897,840

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年８月28日

株式会社　バリューデザイン
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　遠　藤　康　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　永　田　　立　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社バリューデザインの平成29年７月１日から平成30年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バリューデザイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年８月28日

株式会社　バリューデザイン
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	遠藤康彦　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永田　立　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社バリューデザインの平成29年７月１日から平成30年６月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年７月１日から平成30年６月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年８月29日

株式会社　バリューデザイン　監査役会

常勤監査役　　金　子　　毅　㊞

社外監査役　　田部井　　修　㊞

社外監査役　　久　礼　美紀子　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役３名選任の件

平成３０年２月２８日付けをもって取締役本多誠一氏が辞任しており、また、取締役一柳寿一氏は本総会の終結の時をもって辞任により退任されます。

つきましては、その補欠選任を行うとともに、経営体制の一層の強化を図るため、取締役１名を増員することとし、取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	うえ　だ　やす　こ 上　田　恭　子 (昭和39年２月19日)	昭和59年４月　ナショナル通信機器株式会社（現：パナソニック株式会社）入社 昭和62年９月　Shriro Trading Co., Ltd.　入社 平成２年１月　株式会社邦栄　入社 平成６年２月　株式会社パソナ　入社 平成11年10月　日本メドラッド株式会社　入社 平成17年５月　アトラスコプコ株式会社　入社 平成23年８月　株式会社ボルクレイジャパン　入社 平成24年６月　同社ＣＦＯ 平成29年６月　同社ＣＨＯ 平成30年８月　当社入社　管理部長（現任）	0株

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	こ　やなぎ　たけ　し 小　柳　雄　志 (昭和49年７月12日)	平成５年４月　石川島運搬機械株式会社（現：IHI運搬機械株式会社）入社 平成８年８月　同社メンテナンス事業部チームリーダー 平成９年９月　株式会社ペタビット入社 平成13年10月　ボーダフォン株式会社（現：ソフトバンク株式会社）入社 平成16年４月　インプルーブテクノロジーズ株式会社入社 平成18年７月　株式会社ＡＮＧcom設立 同社代表取締役就任 平成21年４月　同社解散 平成21年５月　当社入社 平成21年５月　当社システム部長 平成23年７月　当社執行役員システム部担当 平成25年１月　当社執行役員システム部長 平成26年10月　当社ＣＴＯ執行役員システム部担当（現任）	500株
3	しか　た　かなめ 鹿　田　要 (昭和48年６月６日)	平成６年４月　株式会社春日入社 平成７年４月　株式会社アイ・ピー・エス入社 平成14年８月　同社通信事業部長 平成15年４月　放送事業部長　兼務 平成16年１月　同社執行役員通信事業部長 平成16年６月　同社取締役 平成27年６月　当社入社 平成29年７月　佰馏（上海）信息技术有限公司　総経理（現任） 平成30年１月　当社海外事業本部　副本部長 平成30年３月　当社執行役員海外事業本部長（現任） 平成30年７月　当社営業本部長　兼務（現任）	0株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
（注）２．社外取締役を選任しない理由

社外取締役より、当社経営への客観的かつ的確な意見をいただくためには、業界に関する知見を有する方である必要があり、また、当社経営者から独立性を有する必要があると考えておりますが、これらの要件を満たす適任者の方の選定に至っておりません。

他方で、適任者でない方を社外取締役に選任した場合には、当社経営の機動性を害し、取締役会に期待される機能が果たせない可能性があることから、現時点において社外取締役を置くことは相当でないと判断いたしました。

当社としましては、社外取締役を導入する重要性を認識しており、引き続き社外取締役候補者の選定を鋭意進めていく方針です。

第２号議案　取締役及び監査役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

現在の取締役の報酬等の額は、平成18年10月２日開催の当社臨時株主総会において、年額100百万円以内として、また現在の監査役の報酬等の額は、平成28年９月30日開催の当社第10回定時株主総会において、年額30百万円以内として、ご決議をいただいたものでありますが、今般、当社は、取締役（社外取締役を除く）及び監査役（社外監査役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役（社外取締役を除く）及び監査役（社外監査役を除く）と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）及び監査役（社外監査役を除く）に対し、ストックオプションとしての新株予約権を、下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役及び監査役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、従来の取締役及び監査役の報酬等の額とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、取締役（社外取締役を除く）については年額100百万円以内として、監査役（社外監査役を除く）については年額20百万円以内として設定いたしたいと存じます。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における取締役及び監査役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役(社外取締役を除く)及び監査役（社外監査役を除く）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

なお、現在の取締役は３名、監査役は３名（うち社外監査役２名）であり、第１号議案のご承認が得られますと、取締役は５名、監査役は３名（うち社外監査役は２名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く）及び監査役（社外監査役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容及び数の上限

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割又は株式併合を伴う場合を除く。以下単元株式数変更の記載につき同じ）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための当社取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

②新株予約権の総数
取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数450個及び監査役（社外監査役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数50個を、各事業年度において割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

③新株予約権の払込金額
新株予約権１個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

以上

株主総会会場ご案内図

会　場：東京都中央区日本橋茅場町三丁目２番10号
鉄鋼会館　７階　701号室
TEL：0120－404855

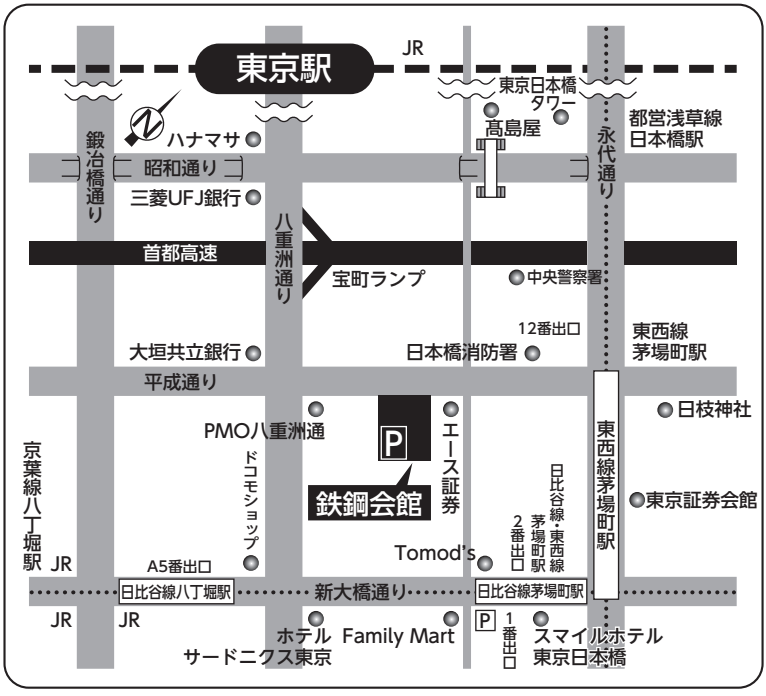

<交通のご案内>
●東 西 線「茅場町駅」（12番出口）　徒歩約５分
●日比谷線「茅場町駅」（１番出口）　徒歩約５分
●日比谷線「八丁堀駅」（A5番出口）　徒歩約５分

●駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。